

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成25年8月1日

茨城県監査委員	飯塚秋男
同	山岡恒夫
同	小沼均
同	齋藤良彦

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 24 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	95	—	81

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 総務部出資団体指導・行政監察室
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第4 全般的事項に関する指摘又は意見 VIII 残高確認の手續と結果 金融機関ごとあるいは口座ごとに異なる銀行届出印を使用している出資団体が多数発見された。届出印が複数ある場合には管理の事務手間がかかるとともに不正利用の可能性や犯罪リスクが高まる。可能な限り共通の届出印を用いるよう出資団体及び所管課に対して指導する必要がある。	出資団体の届出印の使用状況を把握するとともに、複数の届出印を使用している出資団体に対しては、内部統制の観点から、できる限り共通の届出印を用いるよう指導した。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県開発公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>I 財団法人 茨城県開発公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(3) 随意契約理由の記載漏れ 委託金額が100万円以上の委託契約について、随意契約により契約事務を行う場合には、規程に則り随意契約理由書を記載したうえで決裁を受けるべきである。</p> <p>(9) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p>	<p>職員に対して、文書取扱規程や会計規程等の諸規程を再度周知徹底したうえで、作成者のみならず副担当者の再確認により、随意契約理由の記載など適正な契約事務を遂行するとともに、決裁権者も入念な確認を行うこととした。</p> <p>理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置等を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、平成25年4月より運用している。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 生活環境部生活文化課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
II 財団法人 いばらき文化振興財団 3 指摘又は意見 (8) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成25年度から、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回（5月及び11月）の監事監査を実施し、その結果の報告を徹底するよう改めた。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 公益財団法人いばらき文化振興財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
II 財団法人 いばらき文化振興財団 3 指摘又は意見 (2) 固定資産の実査 固定資産の管理を適切に行うために、固定資産の実地調査マニュアルを策定し、固定資産の実地調査を行った書類を保存するべきである。	平成 24 年度実地調査から、調査マニュアルを策定のうえ実施することとし、調査関係書類をいばらき文化振興財団文書等整理保存規程に基づき、保存することを徹底した。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 生活環境部廃棄物対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
Ⅲ 財団法人 茨城県環境保全事業団 3 指摘又は意見 (4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、年2回は内部監査を実施し、その結果を報告するよう出資団体に対し指導していく。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県環境保全事業団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>Ⅲ 財団法人 茨城県環境保全事業団</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 中長期経営計画の策定 早急に、将来の財務予算まで含んだ中長期経営計画を作成する必要がある。</p> <p>(3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(6) エコフロンティアかさまの廃棄物処理に関するデータ収集 廃棄物のトレーサビリティ等の統計は取っていないが、出資団体の存在意義、廃棄物処理における機能を説明するためには、当該データの集積が必要であるし、今後の廃棄物処理行政にも重要であるので、廃棄物処理年報等の分析資料を作成すべきである。</p> <p>(7) 諸規程類の整備 理事会、評議員会に関する規程、職務分掌に関する規程が作成されていない。</p>	<p>中長期経営計画の作成作業を進めており、平成 25 年度中に決定する予定である。</p> <p>一般財団法人への移行（平成 26 年 4 月 1 日予定）に合わせ、コンプライアンス関連規程を作成する。</p> <p>データ統計化・年報は今後の課題として検討していく。ただし、有意義なデータとするためには、収集目的や対象データ、整理方法等を綿密に調整する必要があるほか、公開により排出事業者の特定等の不都合が生じるおそれがないよう、県と協議し、慎重な検討を行う必要がある。</p> <p>一般財団法人への移行（平成 26 年 4 月 1 日予定）に合わせ、理事会や評議員会の設置・運営規程及び職務分掌に関する規程を作成する。</p>



(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県環境保全事業団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>(8) レベニュー信託の初期費用 レベニュー信託発行に際し手数料等の初期費用が3億円発生しており、この3億円について支出した平成23年度に一括費用処理しているが、収入との期間対応を考慮すると、レベニュー信託の償還期間で按分計算を行い費用化すべきものであった。</p> <p>(9) 債権管理 出資団体はA社に対して42,506千円の債権を有しており、平成22年度において全額貸倒引当金を設定しているが、実質的には回収が不可能であることは明らかであり、破産手続が終了した平成23年度において貸倒損失として処理すべきであった。</p> <p>出資団体がB社に対する7,879千円の債権について、実質的には回収不能であり、遅滞なく貸倒損失として処理すべきであった。</p> <p>滞留債権の発生は、レベニュー信託の償還にも支障をきたす事態につながることを認識し、与信管理体制と債権管理体制を整備強化する必要がある。</p> <p>(12) リース資産台帳の未整備 所有権はないもののリース資産も出資団体の事業に供している重要な資産であり、固定資産と同様に台帳を整備し、定期的な実地調査を行って適切に管理する必要がある。</p>	<p>平成24年度の決算処理にて修正した。</p> <p>平成24年度決算にて貸倒損失として計上した。</p> <p>平成24年度決算にて貸倒損失として計上した。</p> <p>与信管理及び債権管理に関する規程の整備を検討する。</p> <p>実地調査を行い、リース資産台帳を作成した。今後とも定期的な実地調査を行い、リース資産の適正管理に努める。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県環境保全事業団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>(13) 固定資産の实地調査方法 減価償却台帳とは別に、物理的なモノを管理するための固定資産台帳を整備し、实地調査は固定資産台帳に基づいて行うべき。また、实地調査確認表には、場所、部門、担当者等の記載欄はできるだけ詳細に記載すべきである。</p> <p>(16) 勘定科目内訳書の未整備 出資団体は年度末現在の財産目録に係る勘定科目内訳書（科目明細書）を作成していなかったため、遅くとも決算書を承認するまでに、勘定科目内訳書（科目明細書）を作成すべきである。</p>	<p>平成25年3月に固定資産台帳を整備した。</p> <p>平成24年度の決算から勘定科目内訳書（科目明細書）を作成した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 保健福祉部医療対策課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
IV 財団法人 茨城県看護教育財団 3 指摘又は意見 (7) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項について 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成25年度から年2回（5月と11月）監査報告を受けることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県看護教育財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IV 財団法人 茨城県看護教育財団</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 給与規程及び退職金規程 給与規程は整備されているが、県及び結城市からの派遣職員に関する取扱いや、他の団体からの派遣職員等について定めを追加し改定が必要である。また、退職金規程も整備すべきである。</p> <p>(5) 中長期経営計画 事業運営の指針となる財務数値を含めた中長期経営計画を策定すべきである。</p> <p>(8) 修繕引当金 平成23年度決算において修繕引当金5,000千円が計上されているが、引当金計上の要件を満たしておらず、計上金額を含めてその根拠が乏しいので、修繕引当金の取り崩しが必要である。</p> <p>(9) 現金管理 現金出納帳を整備して管理する必要がある。また、財団所有の現金とそれ以外の現金とを明確に分別すべきである。</p> <p>(10) 金庫の管理 現金等を保管している金庫は、朝に解錠し夕方施錠する運用を行っているが、保管物の重要性を考慮すれば、常時施錠で必要に応じて解錠する態勢が望ましく、運用を見直す必要がある。</p>	<p>平成25年3月に「財団法人茨城県看護教育財団職員の給与及び旅費に関する規程」を改正し、派遣職員の取扱いや退職金に係る規程を見直した。</p> <p>平成26年3月末までに、現行の運営改善アクションプラン（平成24～28年度）を踏まえ、財務数値を含めた中期経営計画を策定することとした。</p> <p>当該修繕引当金については、平成24年度において取り崩し、補正を行った。</p> <p>平成25年4月から、現金出納帳を整備した。 また、金庫内を区分けして財団所有の現金とそれ以外の現金とを明確に分別するようにした。</p> <p>平成25年1月から、金庫を常時施錠するよう運用を見直した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県看護教育財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>(11) 郵便切手等の管理 財団は、郵便切手等を、郵便切手・葉書等出納帳を用いて管理しているが、現物と出納帳を照合したところ不一致が発見されたので、取引については適時にかつ正確に帳簿に反映すべきである。</p> <p>財団会計規程によると、「郵便切手は、毎日その残高を郵便切手出納帳と照合確認しなければならない。」となっているが、実際には毎日照合は行われていないので、実行可能性も考慮して管理の方法を検討すべきである。</p> <p>(12) 備品管理 備品の現物調査の際には、ルールを整備すべきであり、調査担当者は使用者と分離すべきである。また、現物処分の前に除却申請書を提出させる運用を徹底させるべきである。さらに、現物調査の方法及び結果を取りまとめた報告書を作成して理事等に報告すべきである。</p> <p>(13) 謝金に関する規程の整備 出資団体の規程が整備されていないので、規程化する必要がある。</p> <p>(14) 滞留債権 滞留の発生防止と既滞留分の早期回収に努め、必要に応じて貸倒引当金を計上する必要がある。</p>	<p>郵便切手等の取引に係る帳簿管理を徹底していく。</p> <p>平成25年5月に、郵便切手は毎月末照合確認とするよう財団会計規程を改定することとした。</p> <p>平成25年4月から、備品管理のルールを整備し、その中で調査担当者も指定することとした。 また、現物処分に当たっての除却申請書の提出を徹底していく。 さらに、平成25年度から、現物調査結果については年1回理事会に報告することとした。</p> <p>平成25年度から、謝金については毎年年度当初に起案・決裁を行って決定することとした。</p> <p>在学生に対する年度内分割納付制の導入等による滞留の発生防止や、既滞留分の分割納付の増額等による早期回収を推進していく。 また、今後の滞留債権の状況を踏まえ、必要に応じて貸倒引当金の計上について検討していく。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 保健福祉部障害福祉課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団 3 指摘又は意見 (5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>V 社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(1) 振興資金貸付事業における債権管理 振興資金貸付事業において、適切に債権を回収・債権事故を発生させないようするための債権管理規程や、一度債権事故が発生した場合にどの様に組織として対応するかを定める対応マニュアルを作成、整備する必要がある。</p> <p>(3) 期末実地棚卸 診療材料については実地棚卸の対象としていないが、診療材料についても医薬材料であるため、実地棚卸を行う必要がある。</p> <p>(4) 退職給与引当金積立不足額 出資団体の財政状態を適切に反映させるため、会計上、退職給与引当金の引当不足額を認識する必要がある。</p> <p>(7) 財産目録の記載誤り 平成 23 年度の事業報告及び収支決算書における財産目録について誤りが存在するので、公表数値に誤りが発生しないようチェック体制を構築すべきである。</p>	<p>同種の資金貸付事業を行っている団体等の債権管理規程及び債権事故発生時の対処方法のマニュアルを調査し、現在の貸付業務方法書の見直しと、事業団の資金貸付事業に即したマニュアルの作成等を行う。</p> <p>今後は診療材料の実地棚卸を実施する。</p> <p>平成 24 年度決算時において不足額を引当金に計上し経理規程に基づく会計処理を行う。</p> <p>作成資料の照合を必ず複数人から受けることとしチェック体制の強化を図り再発防止に努める。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 商工労働部産業政策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VII 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p> <p>(6) 設備近代化資金に係る延滞債権 所管課で管理している設備近代化資金に係る延滞債権残高は平成24年3月31日現在で144百万円であるが、貸出先企業のほとんどは倒産や廃業に陥り、かつ連帯債務者の状況も死亡や高齢・行方不明等となっているため、延滞債権の多くは事実上回収不能な状態である。徴収不能と判断している債権については債権放棄等の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>決算に係る監査（5月）及び事業年度中間（11月）に係る内部監査を定例化し、監査結果について県に報告させることとした。</p> <p>徴収不能と判断した債権については、主債務者、連帯保証人及び相続人の資産や収入状況を再度詳細に調査し、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に該当する債権は債権放棄を実施する。</p>



(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県中小企業振興公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VII 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(1) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(2) 出退勤管理 時間外命令簿について承認者の押印漏れが発見されたので、押印漏れが発生しないようチェック体制を構築すべき。</p> <p>(3) 中期経営計画 出資団体は、次期中期5カ年計画を策定し審議待ちの状況であるが、当該中期計画に財務面の数値が盛り込まれていないので、財務面の数値を織り込んだ計画を作成する必要がある。</p> <p>(4) 固定資産台帳への計上漏れ 往査時点において取得価額が10万円を超えるノートパソコン2台について、固定資産台帳への計上漏れが発見されたので、固定資産台帳誤りが発生しないようチェック体制を構築すべき。</p> <p>(7) 普通預金残高の計上漏れ 平成23年度決算書に計上されている普通預金残高合計額に、労働保険料等の出納を中心として利用している口座残高の計上漏れが発見されたので、出資団体名義の口座について網羅的に計上する必要がある。</p>	<p>平成25年度中にコンプライアンス関連規程を整備することとし、役職員の研修等を通して、適正な実施に努める。</p> <p>時間外勤務について、その管理を各課長及び事務局次長の二重のチェック体制を構築し、実施していく。</p> <p>平成25年3月21日開催理事会の決定により、財務面の数値を盛り込んだ平成25年度から5年間の第2期中期経営計画を策定した。</p> <p>記載に誤りが発生しないよう年間を通して計画的な会計職員研修を実施するなど、チェック体制を構築した。</p> <p>平成25年3月1日に当該口座を閉鎖し、全ての口座を網羅的に計上する管理とした。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 農林水産部畜産課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
IX 株式会社 茨城県中央食肉公社 3 指摘又は意見 (7) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 株式会社茨城県中央食肉公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IX 株式会社 茨城県中央食肉公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 契約書等の更新 子会社との間で契約等の変更等に応じて適時適切に文書を取り交わす必要がある。</p> <p>(3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(6) 固定資産管理規程 固定資産規程が整備されていないので、固定資産関連規程を整備する必要がある。</p>	<p>平成25年4月に子会社と変更後の代表者名による事務委託契約及び原料調達取引手数料に関する覚書を締結した。</p> <p>平成25年4月に建物内の一室を事務所として利用している会社と変更後の社名による賃貸借契約を締結した。</p> <p>コンプライアンスの規程を平成25年4月に整備した。</p> <p>固定資産管理規程を平成25年4月に整備した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 農林水産部農業経営課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>X 公益財団法人 茨城県農林振興公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(11) 茨城県経営構造対策支援事業</p> <p>茨城県経営構造対策支援事業で主に補助対象となっているのは常勤理事4名に係る人件費であるが、常勤役員は茨城県経営構造対策支援事業のみに従事しているわけではないので、常勤役員の人件費のほぼ全額を茨城県経営構造対策支援事業の補助対象とするのは適当でない。</p> <p>平成24年度の補助金交付要項において、茨城県経営構造対策支援事業の補助対象経費として「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動に要する経費」を追加したとのことであるが、「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動」と「大型施設等有効利用指導活動及び基盤確立事例調査」とでは事業の性格が異なるため、両者を分離して補助対象とすべきである。</p> <p>(15) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項</p> <p>所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>農業関係3団体（(公財)茨城県農林振興公社、(公社)園芸いばらき振興協会、(公社)茨城県穀物改良協会）統合後の法人全体の事業計画を策定していく中で、各事業の内容や費用等を精査し、業務内容と整合した補助内容となるよう、見直しを行っていく。</p> <p>農業関係3団体統合後の法人全体の事業計画を策定していく中で、各事業の内容や費用等を精査し、業務内容と整合した補助内容となるよう、見直しを行っていく。</p> <p>出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。</p>

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県農林振興社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>X 公益財団法人 茨城県農林振興公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(1) 出資団体の運営体制 常勤役員4名全員が県退職者であるが、役員が県退職者である必要性は乏しく、また、常勤役員全員が県退職者という構成も、出資団体の自立性、自主性の点で問題があるので、出資団体のあり方の検討の中で役員の役割と人材を検討すべきである。</p> <p>(4) 手当の種類 給与等に関する内規で規定されているが、近年支払実績がない手当が存在するので、業務実態に合わせて手当の種類の見直しが必要である。</p> <p>(6) 財務諸表注記の誤り 平成 23 年度の財務諸表における有価証券時価注記に誤りが存在するので、公表数値に誤りが発生しないよう内部統制を強化すべきである。</p> <p>(7) 中期経営計画 中期計画が策定されているが財務数値を含めたものではないので、他団体との統合同も考慮し財務面の中期計画を作成すべきである。</p> <p>(8) 滞留債権の管理体制の十分性 滞留債権が発生しているにもかかわらず、債権回収会議等の開催等、全社的な取組みが見受けられず、債権の回収管理体制が十分ではない。</p>	<p>農業関係3団体の統合を進める中で、民間団体等出身者を加えるなど、常勤役員構成の見直しを検討していく。</p> <p>職員の給与等に関する規則の改正を平成 25 年 5 月に行い、近年支払実績がない手当を廃止し、手当の種類の見直しを行った。</p> <p>複数の職員によるチェック体制の構築、専門性を高めるための研修会への参加、業務委託をしている公認会計士との連携体制の強化を進め、財務会計の内部統制を強化した。</p> <p>農業関係3団体の統合作業を行う中で、財務面を含めた統合法人の中期計画の作成を進めることとした。</p> <p>平成 25 年 5 月に全社的な債権回収会議や債権回収に係る勉強会などを実施し、滞留債権の回収管理体制の強化を図った。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県農林振興社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>(9) 債権管理規程あるいはマニュアルの不存在 債権管理規程あるいはマニュアルが存在しないので、速やかに債権管理規程あるいはマニュアルを設けるべきである。</p> <p>(10) 債権管理表の作成 農業担い手育成モデル事業において温室リース料として5件で42,036千円の滞留債権が発生しているが、債務者との過去のやり取り等の状況を時系列に記載した管理表が存在していないので、債務者との過去のやり取り等の状況を時系列に記載した管理表を作成すべきである。</p> <p>(13) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p>	<p>平成25年5月に債権管理マニュアルを作成した。</p> <p>債務者ごとに、債権額や債権発生日、債務者との過去のやり取り等を時系列的に記載した管理表を平成25年5月に作成した。</p> <p>コンプライアンスの規程を平成25年5月に整備した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 茨城県漁業信用基金協会
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XI 茨城県漁業信用基金協会</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 求償債権に係る連帯保証人への請求 出資団体は、清算終了した特定のA団体に対する求償債権を保有しているが、連帯保証人に対して請求等の回収行為を行っていないので、適時に行うべきである。</p> <p>(3) 担保不動産の現地調査と管理台帳の整備 出資団体では、担保不動産について現地調査の実施及び管理台帳の整備を行うべきである。</p>	<p>連帯保証人に対し、平成25年4月にA団体の求償債権の請求を行った。今後も適時に請求等の回収行為を継続する。</p> <p>平成25年4月に管理台帳の作成に着手した。今後、現地調査を行い、それに基づく情報を盛り込みながら早期の完成を図る。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部道路維持課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XII 茨城県道路公社 3 指摘又は意見 (2) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査結果報告を受ける必要がある。	平成25年度より、これまで年1回であった監事監査結果報告を年2回(5月及び11月)受けることとした。	



(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部港湾課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XIII 株式会社 茨城ポートオーソリティ 3 指摘又は意見 (11) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成25年度より、監査役が実施した業務監査及び会計監査の結果報告を年2回以上受けることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 株式会社茨城ポートオーソリティ
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XIII 株式会社 茨城ポートオーソリティ</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 大洗支社に係る稟議書 出資団体の事務決裁規程には、常務取締役の決裁を要するものは総務部長に合議する旨が規定されているが、大洗支社に係る稟議書については総務部長に回覧されることなく常務取締役が決裁していたので、事務決裁規程の遵守を徹底すべきである。</p> <p>(4) 茨城港大洗港区の魚釣園の収支報告 出資団体は、平成18年度から平成22年度までの指定期間において茨城港大洗港区の魚釣園の指定管理者として選定され、指定管理料はいずれの年度も6,050千円と同額であったが、「指定管理者による公の施設の管理運営状況」ではいずれの年度においても支出の金額が収入の金額と等しくなっていた。このように、実際の管理運営状況を示していない収支報告は意味のないものであり、収入超過・支出超過いずれの場合であってもありのままを報告すべきである。</p> <p>(5) 茨城港大洗港区の魚釣園の再委託 出資団体は、平成18年度から平成22年度の指定期間において茨城港大洗港区の魚釣園の指定管理者に選定されており、その業務の大部分を地元漁協に再委託し、いずれの年度も再委託料5,000千円を支払っているが、再委託の契約書で決められている収支計算書の提出を受けていなかった。</p> <p>(10) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p>	<p>実地監査受検後の平成24年11月から、事務決裁規程に則り、常務取締役の決裁を要するものは、総務部長に合議している。</p> <p>平成24年度の管理運営状況から、正確な収支報告をすることとした。</p> <p>震災後、魚釣園は休止中であり、地元漁協への再委託は行っていないが、今後、再委託を行う場合には、契約書に基づき収支計算書の提出を求めることとした。</p> <p>コンプライアンス規程（行動規範を含む。）を新たに整備し、平成25年4月1日から施行している。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部都市局都市計画課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XIV 茨城県土地開発公社 3 指摘又は意見 (10) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成25年度より、これまで年1回であった監事監査結果報告を年2回(5月及び11月)受けることとした。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 茨城県土地開発公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XIV 茨城県土地開発公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(4) 理事会議事録の記載事項 出資団体の理事会議事録を閲覧したところ、議案の表題が記載されていないが、議案の表題を理事会議事録そのものに記載しておかないと、理事会議事録それ自体からは何を決議したのか把握することができないので、議案の表題を記載すべきである。</p> <p>(5) 会計規程の不備 出資団体は、「茨城県土地開発公社会計規程」を定めているが、この会計規程に一部不備が認められたので、会計規程を実態に合致するように改訂し、これを遵守すべきである。</p> <p>(6) 土地開発公社経理基準要綱の遵守 出資団体に適用する会計基準として土地開発公社経理基準要綱（昭和 54 年自治政第 136 号）が定められているが、一部要綱に従っていない処理が行われていたので、要綱の遵守を徹底すべきである。</p> <p>(7) 内容不明の残高 出資団体の平成 23 年度末の貸借対照表及び財産目録において、計上されている未払金と預り金の内訳にマイナスの不明額が含まれていたが、平成 23 年度の決算が承認された平成 24 年 5 月時点では内容不明の状態であったので、貸借対照表及び財産目録に内容不明の残高が計上されることのないよう、適正な事務処理に努めるべきである。</p>	<p>平成 25 年 3 月の第 1 回理事会から、議決された議案の表題を議事録に記載するように改めた。</p> <p>平成 25 年 3 月の理事会において、茨城県土地開発公社会計規程に減価償却対象固定資産の計上基準の規定を追加するなど、同規程を改正し、不備を解消した。</p> <p>平成 24 年度決算書から、投資活動によるキャッシュ・フローの「項」を追加するなど、土地開発公社経理基準要綱を遵守した財務諸表の記載に改めた。</p> <p>平成 24 年度中に未払金と預り金の不明額の原因を究明し、適正に処理することにより内容不明の残高は解消した。</p>

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 茨城県土地開発公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
(8) 内部取引の消去 出資団体の貸借対照表には投資その他の資産に繰出金として15,174千円が、固定負債に繰入金として同額が計上されていたが、繰出金と繰入金は相殺する必要があるため、貸借対照表に計上すべきではない。	平成 24 年度決算書より当該内部取引は相殺処理し、貸借対照表には記載しないように改めた。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 企業局総務課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XV 公益財団法人 茨城県企業公社 3 指摘又は意見 (5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、年2回(5月及び11月)の監事監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県企業公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XV 公益財団法人 茨城県企業公社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(4) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備すべきである。</p> <p>(6) 中期経営計画 中期計画は策定されているが当該中期計画には数値目標が盛り込まれていないので、財務面の数値を織り込んだ計画を作成する必要がある。</p> <p>(7) 財務諸表注記の誤り 平成23年度の財務諸表における有価証券時価注記に誤りが存在するので、公表数値に誤りがないようチェック体制を構築すべきである。</p>	<p>コンプライアンスの関連規程を平成25年3月に策定し、平成25年4月1日から施行している。</p> <p>平成25年度中に中期経営計画の見直しを行い、財務面に関する数値目標を設定することとした。</p> <p>財務諸表の作成に当たっては、証券会社から時価情報報告書を提出させることとし、誤りのないようチェック体制を改善した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 企画部企画課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
I 鹿島臨海鉄道 株式会社 3 指摘又は意見 (3) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	



(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 鹿島臨海鉄道株式会社
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
I 鹿島臨海鉄道 株式会社 3 指摘又は意見 (2) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンスに関する具体的な規程等を平成25年6月末までに整備することとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 企画部地域計画課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
II 財団法人 グリーンふるさと振興機構 3 指摘又は意見 (1) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 企画部科学技術振興課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
Ⅲ 財団法人 茨城県科学技術振興財団 3 指摘又は意見 (5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県科学技術振興財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>Ⅲ 財団法人 茨城県科学技術振興財団</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 預金口座数</p> <p>銀行口座名義と銀行届出印は正確に照合できるように管理するとともに、 unnecessary な口座については閉鎖すべきである。</p>	<p>事業ごとの管理を容易にするため、名義の異なる口座や届出印が多数存在していたが、これらについては、決算終了後の平成25年5月中に統一した。</p> <p>また、事業が終了した unnecessary な口座については、すでに解約の手続きを済ませた。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 生活環境部国際課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
IV 公益財団法人 茨城県国際交流協会 3 指摘又は意見 (5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、年2回は内部監査を実施し、その結果を報告するよう所管出資団体に対し指導していく。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 生活環境部防災・危機管理局消防 安全課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
V 公益財団法人 茨城県消防協会 3 指摘又は意見 (4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に 基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、年2回は 監事監査を実施し、その結果を報告するよう出資団体に指導したところ、出 資団体において4月及び11月に監事監査を実施することとして決定し、4 月22日の役員会にその旨報告された。

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 公益財団法人茨城県消防協会
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 公益財団法人 茨城県消防協会 3 指摘又は意見 (2) 中期計画の策定 中長期計画は策定されているが、計数的な記載がないので、計数的な目標値を織り込み、実際の数値と比較分析することが必要である。	年度ごとの女性消防団の設置数を目標値として中長期運営計画に織り込むこととした。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部薬務課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VI 財団法人 いばらき腎バンク</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(3) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項</p> <p>所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>平成 25 年度より決算監査に加えて、中間決算監査を実施し、その結果報告を受けることとした。</p>



(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 商工労働部産業政策課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VII 株式会社 ひたちなかテクノセンター 3 指摘又は意見 (2) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（6月と12月）の内部監査を実施し、その結果を県に報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 株式会社ひたちなかテクノセンター
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VII 株式会社 ひたちなかテクノセンター 3 指摘又は意見 (1) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンスの関連規程を平成25年度中に整備することとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 農林水産部林政課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VIII 株式会社 いばらき森林サービス</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(3) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項</p> <p>所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>平成24年度から年2回（9月と3月）の監事監査報告を受けるよう改めた。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 株式会社いばらき森林サービス
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VIII 株式会社 いばらき森林サービス 3 指摘又は意見 (2) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンスの規程を平成25年3月に整備した。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 農林水産部水産振興課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
IX 財団法人 茨城県栽培漁業協会 3 指摘又は意見 (2) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 公益財団法人茨城県栽培漁業協会
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
IX 財団法人 茨城県栽培漁業協会 3 指摘又は意見 (1) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンスの規程を平成25年5月に整備した。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 農林水産部農地整備課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
X 公益財団法人 那珂川沿岸土地改良基金協会 3 指摘又は意見 (4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成25年度から年2回（5月と11月）の内部監査を実施し、その結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
X 公益財団法人 那珂川沿岸土地改良基金協会 3 指摘又は意見 (3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンスの規程を平成25年6月までに整備することとした。	



(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 土木部検査指導課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XI 財団法人 茨城県建設技術管理センター</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項</p> <p>所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>平成 25 年度より、これまで年1回であった監事監査結果報告を年2回(5月及び11月)受けることとした。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 一般財団法人茨城県建設技術管理センター
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XI 財団法人 茨城県建設技術管理センター 3 指摘又は意見 (3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。	コンプライアンス規程を新たに整備し、平成25年5月1日から施行している。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部港湾課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XII 鹿島埠頭 株式会社 3 指摘又は意見 (4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成25年度より、監査役が実施した業務監査及び会計監査の結果報告を年2回以上受けることとした。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 鹿島埠頭株式会社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XII 鹿島埠頭 株式会社</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(5) 時価情報等の適時把握 社債の保有目的は満期保有目的とのことであり、一時的な価格変動リスクの影響は受けにくい面はあるが、信用リスクや金利変動リスクは常に存在することから、時価情報等の把握は要綱に従い毎月行う必要がある。</p>	<p>コンプライアンス規程を新たに整備し、平成25年4月1日から施行している。</p> <p>概ね5年以内の満期保有目的社債であり、信用リスクについては毎月把握している。価格変動リスクについても、平成25年1月から証券会社より毎月「有価証券の評価算定時価情報」を提供させ把握している。</p>

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 22 年度及び平成 23 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テ ー マ	指摘件数	措置状況	
			措 置 済	今回措置
22	茨城県における都市計画事業土地 画整理事業(特別会計)に係る財務 事務及び事務の執行について	42	38	2
23	病院事業の財務事務の執行及び事 業の管理運営について	99	89	8

(様式3)

平成 22 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 茨城県における都市計画事業土地区画整理事業（特別会計）に係る財務事務及び事務の執行について	担当部・課 土木部監理課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第3 総合所見</p> <p>4 工事管理の適正化 ＜談合防止についての施策について＞</p> <p>3 談合防止の取り組み状況 (2) 発注者に向けたもの</p> <p>① 官製談合防止の観点からコンプライアンス・マニュアル等を整備すべきである。</p> <p>契約担当職員だけでなく、他の役職員に向けて定期的な研修を実施すべきである。</p>	<p>公共工事の発注担当者向けの「発注担当者等コンプライアンス・マニュアル」を平成 24 年 8 月に作成、各所属に配布し、コンプライアンス意識の向上と対応方法の周知を図った。</p> <p>平成 24 年 8 月に作成したコンプライアンス・マニュアルを活用し、契約担当職員だけでなく、発注機関の管理監督者に対しても研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内主査級職員 : 平成 24 年 8 月 24 日</li><li>・ 本庁課長・出先所長 : 平成 25 年 4 月 30 日</li><li>・ 本庁事務総括・出先事務次長 : 平成 25 年 5 月 16 日</li></ul> <p>なお、今後も定期的に研修を実施する。</p> <p>また、上記研修を踏まえ、各所属において入札契約担当職員、工事発注担当職員及び課所入札委員会メンバーを対象として、研修を実施することとしている。</p>

(様式3)

平成 23 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 保健福祉部厚生総務課 医療大学
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
IX 附属病院における監査結果（各論） 3 管理項目毎の監査結果 (9) 繰出金 ① 繰出金の算定方法の見直しの必要性 「リハビリ医療に要する経費」についても他の項目と同様に、一定の基礎データを基に算定した上で、それでもなお収支不足額が発生する場合には「収支不足額を補填するための経費」等の名目をもって繰出しすべきである。	平成 24 年度に繰出金の算定方法を見直し、平成 25 年度から「リハビリ医療に要する経費」について、人件費等の基礎データに基づく算定を行うこととした。また、算定額によってもなお不足が生じる場合には、財政当局と協議することとした。

(様式3)

平成 23 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>V 監査結果（総論）</p> <p>4 医業未収金の回収不能見込額及び不納欠損処分について</p> <p>ア 時効の到来した未収金については資産性がないので処理する必要がある。</p> <p>VI 中央病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>② 医業未収金の回収不能見込額について</p> <p>過年度個人医業未収金の中で時効経過分については、資産性はない。</p> <p>VII こころの医療センターにおける監査結果（各論）</p> <p>5 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>① 医業未収金の回収不能見込額について</p> <p>過年度個人医業未収金の中で時効経過分については、資産性はない。</p> <p>VIII こども病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>① 医業未収金の回収不能見込額について</p> <p>過年度個人医業未収金の中で時効経過分については、資産性はない。</p>	<p>時効が到来しても、援用がなければ債権は消滅せず、回収可能性があることから、必ずしも資産性がないとは言えない。回収可能性のある債権については引き続き回収に努めていくが、債務者の所在不明などにより、回収不能となっている債権を資産に計上しておくことは、財務状況を適正に示しているとは言えない。このため、平成 24 年 12 月に策定された権利の放棄の基準に基づき回収不能な債権について、平成 25 年第 1 回定例会に権利放棄の議案を提出し、不納欠損処分を行った。今後とも回収対策を徹底した上で、真に回収可能性がなく、権利放棄の基準に該当する場合には、同様に放棄していく。</p>



(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VI 中央病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>① 遊休資産について</p> <p>早急に有効利用できるかどうか検討のうえ、売却や廃棄等の方針を決定し、管理する必要がある。</p> <p>VII こころの医療センターにおける監査結果（各論）</p> <p>5 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>① 遊休資産について</p> <p>早急に有効利用できるかどうか検討のうえ、売却や廃棄等の方針を決定し、管理する必要がある。</p>	<p>指摘のあった遊休資産のうち、水戸医師公舎については、老朽化が著しく、利用価値も低いことから、既に建物の解体を行った。敷地については、早期の処分に向けた手続を行っているところである。中央病院女子宿舎については、病院のあり方検討会の中で、有効な利用方法について検討していく。</p> <p>指摘のあった遊休資産のうち、焼却炉については、既に撤去工事を行った。旧管理棟については、県庁内各課・地元市町村に対して利用の意向調査を行うなど、有効な活用方策を検討したが、耐震補強及び消火設備設置等に多額の費用を要すること、また、建物について保存の要望があることから、当面は、現状のままとすることとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 総務部行財政改革・地方分権推進室
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>V 監査結果（総論）</p> <p>4 医業未収金の回収不能見込額及び不納欠損処分について</p> <p>イ 茨城県においても東京都などのように、債務者が時効の援用をする と見込まれる場合に、債権放棄できる規定を設けた条例の制定も検討 すべきである。</p>	<p>本県においては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、「50万円以下の債権の放棄」については、専決処分ができることとされている。また、回収不能となった50万円超の債権については、必要に応じ、議会の議決により、債権放棄を行うこととしている。</p> <p>債権放棄できる規定を設けた条例の制定について検討したが、時効期間が到来している未収債権であっても、私債権の場合は債務者から援用があるまでは回収可能であるため、公平性の確保の観点などから、一律に債権放棄するのではなく回収に努める必要がある。</p> <p>このため、債権放棄については、引き続き専決処分又は議決により対応していくこととする一方、時効期間を経過した回収不能な債権について、債権放棄の専決処分又は議会提案を行う際の判断基準として、平成24年12月に「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を策定し、全庁的な方針のもとで実施することとした。</p>

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，茨城県教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成25年8月1日

茨城県監査委員	飯塚秋男
同	山岡恒夫
同	小沼均
同	齋藤良彦

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成24年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘件数	措置状況	
		措置済	今回措置
出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	11	—	11

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		担当部・課 教育庁総務課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
XVI 公益財団法人 茨城県教育財団 3 指摘又は意見 (3) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は、監事監査の報告を受ける必要がある。	平成25年度から、決算時(5月)における監事監査に加え、中間決算等(11月頃)においても、監事監査を実施することとした。(年2回実施) なお、実施後は、財団から速やかにその結果を報告させることとした。	

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県教育財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XVI 公益財団法人 茨城県教育財団</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) コンプライアンス規程の整備 出資団体では、コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスに関する規程を整備する必要がある。</p> <p>(6) 任用期間の定めのない嘱託員 県立歴史館の館長及び鹿行生涯学習センター・女性プラザの所長兼館長の勤務条件等について、嘱託員設置要項に基づく、本人への通知が行われておらず、任用期間も特に定められていない。 本人の合意を得たうえで、任用の期限を定めることを検討すべきであるとともに、これに合わせて、勤務時間等通知書による本人への通知を行うべきである。</p> <p>(8) 常勤役員の報酬の正当性 常勤役員の報酬については、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程により、評議員会で定めることとされているが、往査した平成 24 年 11 月現在では、評議員会での決議がなされていない。 適正な手続きを経ることなく、常勤役員に報酬を支給している状況にあることから、速やかに評議員会で決議し、支給の正当性を確保すべきである。</p>	<p>職員等の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のため、「茨城県教育財団コンプライアンス規程」及び「茨城県教育財団コンプライアンス規程実施要領」を、平成 25 年 3 月に策定した。</p> <p>県立歴史館の館長等については、一般の嘱託員とは任用の目的等が異なるため、新たに「茨城県教育財団非常勤特別職設置要項」を、平成 25 年 3 月に策定し、同要項において、非常勤特別職の任用期間について、通算 5 年を限度とすることと規定した。 なお、平成 25 年 4 月 1 日付けで、勤務時間等を明記した勤務時間等通知書により、本人への通知を行った。</p> <p>平成 25 年 3 月 25 日に評議員会を開催し、常勤役員の報酬月額を決定した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県教育財団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>(9) 退職手当に係る源泉所得税の計算誤り 出資団体は、平成23年度に5名の常勤職員に対して、118,147千円の退職手当を支給している。退職手当支給計算書等により、法令及び各種規程への準拠性を検証した結果、1名の源泉所得税の計算誤りが判明した。 出資団体では、今後も多額の退職金支給が見込まれることから、今後は計算誤りの生じないよう検証体制を強化する必要がある。</p> <p>(10) 異動届出書の提出もれ 出資団体は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行している。移行後は、速やかに名称の変更及び法人区分の変更を記載した異動届出書を所轄税務署に提出するものとされているが、往査した平成24年11月現在で異動届出書は提出されていなかった。 出資団体は速やかに異動届出書を提出する必要がある。</p>	<p>平成24年11月12日に、水戸税務署に対し是正申告を行うとともに、退職者より、徴収不足額の返還を受け、同日に納入を完了した。 今後は、計算誤りが生じないよう、チェック体制の強化を図るため、税理士等の専門家による確認を行うこととした。</p> <p>平成25年1月9日、水戸税務署に対し、異動届出書を提出し、変更の手続きを完了した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 教育庁保健体育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XVII 公益財団法人 茨城県体育協会</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(7) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は、監事監査の報告を受ける必要がある。</p> <p>(11) 指定管理者候補者選定委員会議事録の未作成 指定管理者候補者選定にあたり、選定委員会を開催しているが、その議事録が作成されていない。 選定委員会の議事内容は選定過程の重要な部分であり、議事録で明らかにしておく必要がある。</p>	<p>平成25年度から、決算時(5月)における監事監査に加え、中間決算等(11月頃)においても、監事監査を実施することとした。(年2回実施) なお、実施後は、同協会から速やかにその結果を報告させることとした。</p> <p>今後開催する選定委員会については、議事録を作成することとした。</p>



(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県体育協会
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XVII 公益財団法人 茨城県体育協会</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(6) 諸規程類の見直し 財団法人当時の規程類については整備されているが、公益認定後の改定は完了していないので、早期の改定が望まれる。</p> <p>(8) 中長期経営計画 出資団体では、中期運営計画（平成21年度～平成25年度）を策定しているが、財務数値を含めたものではないため、財務数値を含めた中長期経営計画を策定すべきである。</p> <p>(14) 起案文書の作成漏れ 平成23年度笠松運動公園の管理に関する年度協定書の一部を変更する協定書に関し、出資団体側で起案文書が作成されていないが、重要な内容の協定書であり、起案文書を作成してしかるべき決裁を受ける必要がある。</p>	<p>平成25年3月中に諸規程類の改定を完了させた。</p> <p>平成26年3月までに財務数値（収支計画等）を含めた中期運営計画を策定することとした。</p> <p>重要な案件は、起案文書を作成することとした。</p>

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成21年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘件数	措置状況	
		措置済	今回措置
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	228	222	1

(様式3)

平成 21 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について		教育庁保健体育課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
<p>【茨城県立日立第一高等学校】 第 10-I-4 (定時制の給食について) 現在の給与体系では、今後より人件費が増大することが予想される。 給食費のコスト削減にむけての一方策として、調理の外部委託を検討すべきである。</p>	<p>給食に係る運営費のコスト削減を図るため、平成 25 年度から調理を外部委託するデリバリー方式を導入することとした。</p>	

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，茨城県公安委員会から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成25年8月1日

茨城県監査委員	飯塚秋男
同	山岡恒夫
同	小沼均
同	齋藤良彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成24年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、以下のとおりである。

年度	テーマ	指摘件数	措置状況	
			措置済	今回措置
24	出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	3	—	3

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 刑事部組織犯罪対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XIII 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項</p> <p>所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回の監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>定例理事会が開催される6月及びその半年後の12月の年2回、監事監査報告を受けることとした。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>XIII 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター</p> <p>3 指摘又は意見</p> <p>(2) 中長期計画 財務数値を含めた中長期経営計画が策定されていないので、事業運営の指針となる中長期経営計画を策定すべきである。</p> <p>(3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備すべきである。</p>	<p>平成25年5月に財務数値を含めた中長期計画を策定した。</p> <p>平成25年5月に内部通報制度、懲戒指針等を盛り込んだコンプライアンス規程を整備した。</p>